

佐賀県告示第二百五十一号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で
きる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正
する。

平成二十二年七月十三日

佐賀県知事 古 川 康

表中「四月一日」を「三月一日」に改める。